

(一覽表 2)

不利益処分に係る処分基準

部局名：保健福祉部健康安全局地域保健課
(電話011-231-4111 (内線25-511))

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等	備考
36	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令	第2条第10項	援護の決定又は実施のためにする立入調査	未設定 ロ	
37	難病の患者に対する医療等に関する法律	第11条第1項	特定医療費の支給認定の取消し	未設定 イ	
38	難病の患者に対する医療等に関する法律	第23条	指定医療機関の指定の取消し	未設定 イ	
39	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則	第20条第2項、第3項及び第4項	指定医の指定の取消し	未設定 イ	
40	児童福祉法	第19条の6第1項	小児慢性特定疾病医療費の支給認定の取消し	未設定 イ	
41	児童福祉法	第19条の18	指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し	未設定 イ	
42	児童福祉法施行規則	第7条の16	指定医の指定の取消し	未設定 イ	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

* 処分基準を設定し、公にするのは努力義務であるが、手続法の趣旨から、合理的な理由がある場合を除いては定めなければならない。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載

変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載